

令和3年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月3日）

○出席議員

- 1 番 尾 野 浩 士
- 2 番 米 田 利 彦
- 3 番 村 田 茂
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 立 井 武 雄
- 6 番 佐 藤 道 昭
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 川 田 修
- 12 番 佐 藤 禎 宏

○欠席議員

- 9 番 佐 藤 富 男

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長兼総務課長	松下師一
教育次長兼社会教育課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
産業建設部長兼建設課長	吉崎英雄
チャレンジ課長	入口直幸
税務課長	池田和史
危機管理課長	永井義猛
長寿社会課長	山下真穂
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
学校教育課長	河野歩美
上下水道課長	石森典彦
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章
代表監査委員	日根啓一

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和3年松茂町議会第3回定例会会議録

令和3年9月3日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 指定第 2号 議席の指定について
- 日程第4 選任第 5号 常任委員の選任について
- 日程第5 選任第 6号 広報常任委員の選任について
- 日程第6 選任第 7号 特別委員の選任について
- 日程第7 町長の所信表明
- 日程第8 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第29号 副町長の選任について
- 日程第11 報告第 4号 令和2年度健全化判断比率の報告について
- 日程第12 報告第 5号 令和2年度資金不足比率の報告について
- 日程第13 報告第 6号 専決処分の報告について
 - 専決第11号 総合会館空調設備改修工事変更請負契約締結について
- 日程第14 議案第30号 松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第31号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第32号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第33号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第34号 令和2年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第19 議案第35号 令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）

- 日程第20 議案第36号 令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第37号 令和3年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第38号 令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第39号 令和3年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 認定第1号 令和2年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第25 認定第2号 令和2年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第26 認定第3号 令和2年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第27 認定第4号 令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第28 認定第5号 令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第29 認定第6号 令和2年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第30 認定第7号 令和2年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第31 認定第8号 令和2年度松茂町水道特別会計決算認定

令和3年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月3日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和3年松茂町議会第3回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　皆さん、おはようございます。令和3年松茂町議会第3回定例会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

吉田町長、2期目の当選おめでとうございます。健康に留意され、さらなる松茂町の発展のためにご活躍を期待しています。

また、8月1日の補欠選挙に当選されました尾野浩士議員、おめでとうございます。松茂町発展のためご尽力をお願いいたします。

さて、9月に入り秋らしさを感じるようになりましたが、まだまだ残暑厳しく暑い日が続くと思われますので、体調の管理、健康管理に十分ご留意くださいませ。

議員各位には公私ご多忙の中、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に提出されました議案につきましては後ほど町長及び担当職員から説明がございますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げまして、簡単でございますが開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和3年松茂町議会第3回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和3年松茂町議会第3回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　吉田町長から招集のご挨拶があります。

○町長【吉田直人君】　皆さんおはようございます。

本日は松茂町議会第3回定例会の招集をお願いいたしましたところ、公私ともお忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの町議会補欠選挙におきまして当選されました尾野浩士議員につきましては、今後ともよろしく願いしたいと思います。共に松茂町の発展のためにご協力を賜ります

よう、お願いいたします。

また、私事でございますが、松茂町長選挙におきまして、議員各位並びに多くの町民の方のご支援をいただきまして、町長2期目を無投票当選という形で荣誉ある当選をさせていただきました。これからの4年間につきましては、1期目同様に町民の安全・安心、松茂町の発展を目指しましてこれからも頑張ったいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

松茂町にとりましては、地震、津波対策、それに人口減少など多くのまだ課題がございます。この形を前例を持って取り組んでいきたいと、そのように考えておりますので、議員の皆様には今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

私の今後の町政につきましては、この後また所信表明で述べさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。どうか議員各位におかれましては、今後とも町政運営におきまして絶大なるご支援、ご協力を賜りますことをお願いいたしまして、簡単でございますが挨拶に代えさせていただきますが、今回の定例会の上程につきましては、案件につきまして同意1件、諮問1件、報告3件、議案11件、それと認定が8件の24件となっております。十分ご審議を賜りまして、可決、決定を賜りますようお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められると議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において3番村田茂議員及び4番板東絹代議員を指名いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、9月3日から9月16日までの14日間としたいと思います。こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、会期は9月3日から9月16日までの14日間に決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第3、指定第2号「議席の指定について」を議題といたします。

今回当選されました尾野浩士議員の議席指定については、会議規則第4条第2項の規定により、1番に尾野浩士議員を指定いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第4、選任第5号「常任委員の選任について」を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長の指名とさせていただきます。尾野浩士議員を総務常任委員及び産業建設常任委員に指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり決定いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第5、選任第6号「広報常任委員の選任について」を議題といたします。

広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長の指名とさせていただきます。尾野浩士議員を広報常任委員に指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり決定いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして日程第6、選任第7号「特別委員の選任について」を議題といたします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長の指名とさせていただきます。尾野浩士議員を予算決算特別委員に指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり決定いたします。

この際、各種委員会等のうち、都市計画審議会委員に尾野浩士議員を選出いたしますので、ご報告いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして日程第7、「町長の所信表明」を行います。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 私、先般の町長選におきまして、議会の皆様をはじめ町民の皆様からの力強いご支援と温かい励ましにより、2期目の当選をさせていただきました。再び町長としての重責を担うに当たり、これまでの4年間に培った経験と実績を踏まえ、これからの4年間も松茂町の発展と住民の皆様の幸せのために精いっぱい努力をする所存でございます。

本日、第3回定例会の開会に当たり、改めてこれからの4年間の指針となる所信を表明させていただきます。

私は、2期目に当たり大きく5つの重要政策を推進したいと考えております。

第1は、防災、減災対策であります。

私は、1期目の4年間も防災・減災対策を最優先に取り組み、長原津波避難タワーの建設、マツシゲート建設による応急仮設住宅用地確保、特定避難困難地域の解消など実績を残してまいりました。

しかしながら、近年全国各地で頻発する大水害や、今後30年以内に発生する可能性が高まっている南海トラフ巨大地震など、災害への備えは常に最優先、最重要の行政テーマとなっております。

私は、これからの4年間でも誘致した民間ホテルを指定緊急避難場所に利活用するなど、ハード面での整備を継続するとともに、ソフト面でも訓練を積み重ねること、また子どもたちへの防災教育に力を入れることにより、自助・共助・公助の観点から地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

第2は、教育環境の充実であります。これも1期目に引き続き重点的に取り組む政策であります。

少子化が進む現代社会において、魅力的で特色ある教育を展開し、若い世代にこの町で子どもを育てたいと感じ取ってもらうことは大変重要であります。1期目に引き続き放課後児童クラブの充実に取り組むとともに、国が提唱するGIGAスクール構想に対応した情報教育環境を整備いたします。また、最新の科学技術と芸術を融合させたSTEAM教育を推進し、本町小中学校の魅力アップのための特化した教育といたします。

第3は、地方創生の推進であります。

私は、この4年間、急速に進む少子高齢化と人口減少に危機感を覚え、その対策となる地方創生を推進してきました。地域住民が気軽に出店し、交流の場となるマルシェを開催するとともに、町内外の人々と交流し、学び・体験と情報発信の場となるマツシゲートをオープンしました。

徳島阿波おどり空港と高速バスターミナル、スマートインターチェンジを擁する本町は、自他ともに認める東四国の玄関であり、本町の地方創生とまちづくりを考えるときに、交流はほかにはない本町の特徴であり、地域社会の中で重要な意味を持っております。

しかし、コロナ禍の中で交流は抑えられ、それに関連する産業は大きな痛手を被っております。本町のマツシゲートも例外ではありません。コロナ禍による規制の中、うまくスタートダッシュができませんでした。また、この間にいろいろな課題も散見されております。

私は、いま一度マツシゲートの運営については、コロナ禍のうちに民間のノウハウを導入して大きく見直し、アフターコロナとなったときに、当初の狙いである交流が活性化できるよう改善したいと考えております。

第4は、SDGsの推進であります。

世界の中で松茂町は小さい町にすぎません。しかし、地球の環境と人類の未来を考えたとき、今私たちは小さい町ながらも何かできることに取り組まなければなりません。国連が掲げる持続可能な開発目標、SDGsはそのための指針であり、私は環境と未来のために町民と一緒にSDGsを展開したいと考えております。

最後に、第5として、まちづくりを町民の皆様にお約束いたします。

ふるさと、松茂町の未来のため、私はその発展を願い、常にあらゆるまちづくりの可能性を模索しております。当選直後の新聞インタビューで、公共施設の再配置に言及したの

もそうした思いの一端を示したものであります。

今、私はこの4年間で将来の松茂町のまちづくりのために必要な道筋を整えたいと考えており、議会の皆様方とともに町民の声に耳を傾け、長期的な視点と実現に向けた着実な手段を持って取り組みを始めてまいります。

ただ、まちづくりの中でも企業誘致についてはスピード感を持った対応が求められます。私は企業誘致のチャンスがあったときには、町のリーダーとして果敢に行動し、その実現を追求します。

以上が5つの重点施策であります。

ちょうど4年前、私は初当選の所信表明において4つの重要施策を表明いたしました。このうちの2つ、防災・減災と教育はこの4年間も引き続き強く推進し、残る2つ、高齢者・女性とスポーツについては、地方創生の中で継続して施策を展開してまいります。

これからの4年間、5つの重点政策を実現するために、年々厳しくなる財源の問題や高い能力を有する職員の育成・確保の問題など、多くの課題を乗り越えて前へ進む必要があります。私は自らが役場職員の先頭に立って政策を推進し、ふるさと松茂町のため、町民の幸せのために全身全霊を傾ける覚悟でございます。町議会をはじめ町民の皆様には引き続きご理解とご協力、またご指導をお願い申し上げ、2期目スタートに当たっての私の所信表明といたします。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして日程第8、同意第4号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　それでは、令和3年第3回定例会に上程しております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号教育委員会委員の任命につきましては、教育委員として在任中の濱政則氏がこの9月30日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き濱政則氏を教育委員会委員に任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、濱氏の経歴につきましては参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただ

き、ご同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これから、採決に入ります。

同意第4号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、同意第4号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり可決決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第9、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして、提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在人権擁護委員として在任中の高志春美氏が令和3年12月31日をもって退任されますことから、新たに植上秀治氏を推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、植上氏の経歴につきましては参考資料に添付いたしておりますので、ご覧いただき、推薦にご同意をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により小休いたします。

午前10時22分小休

午前10時24分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き再開いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第10、議案第29号「副町長の選任について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

議案第29号副町長の選任につきましては、現在在任中の森一美氏がこの9月6日をもって任期満了となりますことから、新たに富士雅章氏を選任したいと考えておりますので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、富士氏の経歴につきましては参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これから、採決に入ります。

議案第29号「副町長の選任について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「副町長の選任について」は、原案のとおり可決決定いたしました。

議事の都合により小休いたします。

午前10時27分小休

午前10時29分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き再開いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第11、報告第4号「令和2年度健全化判断比率の報告について」と日程第12、報告第5号「令和2年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号令和2年度健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告するものでございます。

表の下段、早期健全化基準として各指標の基準値を表示してございますが、4つの指標のうち1つでも基準値を超えた場合は早期健全化団体とみなされ、外部監査のほか、財政健全化計画の策定が義務づけられます。

本町の場合、令和2年度実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において赤字額がないため、決算において負の値となっております。実質公債費比率はマイナス3.6%で、前年度のマイナス3.8%とほぼ同様の低い比率となっております。将来負担比率につきましても、将来支払わなければならない借入金などの負担金額よりも、その支払いに充当可能な現在の基金残高が大きいため、計算上負の値となり、数値に表れません。このことから、令和2年度の財政状況は健全なもの判断をいたしております。

次に、報告第5号令和2年度資金不足比率の報告につきましては、地方公営企業の経営状況を示す指標といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を議会に報告するものでございます。

松茂町の公営企業であります。松茂町水道特別会計、松茂町農業集落排水特別会計及

び松茂町公共下水道特別会計につきまして、いずれも資金の不足額はございません。

このことから、令和2年度地方公営企業の経営状況は健全なものと判断されます。引き続き健全な経営に努めてまいります。

この後、報告第4号及び報告第5号につきましては、日根代表監査委員からの報告がございますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、議題となっております報告第4号及び報告第5号について、日根代表監査委員から報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、報告第4号令和2年度健全化判断比率の報告についてと、報告第5号令和2年度資金不足比率の報告についてを申し上げます。

まず、報告第4号令和2年度健全化判断比率の報告についてであります。議案参考資料の3ページから5ページになりますので、3ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和2年度健全化判断比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査の概要についてであります。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼としまして、議会選出の佐藤道昭監査委員とともに令和3年7月26日に実施しました。

審査の結果であります。総合意見としまして、審査に付された下記表の健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次に、個別意見でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため良好でございます。実質公債費比率につきましては、令和2年度実質公債費比率はマイナス3.6%となっております。前年度がマイナス3.8%でありましたので、0.2ポイント悪くなっておりますが、早期健全化費基準の25.0%と比較しましても大幅に下回り、良好と認められます。

将来負担比率につきましては意見はございません。良好でございます。

よって、良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

続きまして、議案参考資料の6ページから7ページになりますので、6ページをお開きください。

報告第5号令和2年度資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度資金不足比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査の概要についてであります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の佐藤道昭監査委員とともに令和3年7月26日に実施しました。

審査の結果につきましては、総合意見として審査に付された下記、資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見でございますが、資金不足比率について水道特別会計・農業集落排水特別会計・公共下水道特別会計、全て資金の不足額はなく、特に意見はございません。良好でございます。

是正改善を要する事項につきましては、特に指摘する事項はありません。

よって、良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

以上で報告第4号、第5号の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤禎宏君】　これで、報告第4号及び報告第5号の報告を終わります。

○議長【佐藤禎宏君】　続きまして、日程第13、報告第6号「専決処分の報告について」、専決第11号総合会館空調設備改修工事変更請負契約締結についてを議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　引き続きまして、提案理由を申し上げます。

報告第6号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

専決第11号総合会館空調設備改修工事変更請負契約締結につきましては、令和2年9月4日の定例会において契約議決をいただき、執行し、令和3年7月31日に竣工いたしております。

今回の変更の主なものは、老朽設備の改修等を行った際の費用の追加などに伴う契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 吉田町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

鈴谷教育次長兼社会教育課長。

○教育次長兼社会教育課長【鈴谷一彦君】 失礼いたします。

それでは、報告第6号につきましてご説明申し上げます。議案書の6ページをお開き願います。

報告第6号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するというものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

専決第11号総合会館空調設備改修工事変更請負契約締結について。総合会館空調設備改修工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的。総合会館空調設備改修工事。

契約の金額。変更前1億8,249万円。変更後1億8,964万3,300円。

契約の相手方。徳島県鳴門市撫養町斎田字東発46番地3、株式会社四電工鳴門営業所 所長加藤正広というものでございます。

この工事につきましては、令和2年9月の本議会におきまして契約議決をいただき、執行いたしました。

工事の内容といたしまして、総合会館の元の空調設備は地下蓄熱水槽を有する方式であり、津波発生時には水没し、避難者の利用がかなわないものであったこと。さらには、築31年余りが経過し、各所に経年劣化による不具合が発生していたことなどから、危機

管理対応及び平常時における町民サービスの向上に努めるべく、防衛省の補助事業により全体的な改修工事を施行し、令和3年7月31日に竣工したものでございます。

変更の主な内容についてご説明申し上げます。

当工事は、ダクト配管や空調機器を設置するために、一旦天井を落とす作業を行いますことから、この際に並行して施工できる老朽化設備も改修することとし、現下のコロナ禍を勘案し、会館内の各トイレに人感センサーを設置するとともに、手洗い蛇口を停電時でも使用が可能な電池式の自動水洗に改修し、衛生管理の向上に努めました。また、雨漏りの影響による壁クロス等を張り替えるとともに、屋外防水工事を施工したことなどにより関連工事費が増額したものでございます。

以上、報告第6号の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして、日程第14、議案第30号「松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例」から、日程第31、認定第8号「令和2年度松茂町水道特別会計決算認定」までの議案10件と認定8件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

議案第30号松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第31号松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル改革関連法が5月に成立し、9月1日に施行されたことに伴い、関係法令が改正され、番号や語句などにずれが生じたことから所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第32号松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第33号松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国が推し進めるデジタル・ガバメントの取組の1つとして、保育所等の手続きのデジタル化を可能とするよう、電磁的方法を導入するなど所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第34号令和2年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和2年度の水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金として1千万円、建設改良積立金として2千万円の計3千万円を積立てしましたので、地方公営企業法

第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,092万8千円を追加し、補正後の予算の総額を65億3,440万7千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に関するシステム整備に係る国庫金を増減するとともに、国・県の農業費補助金を合わせて1,100万円、国の商工費委託金を1,177万円等を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となった事務・事業の予算の組み替えをいたしました。

この秋以降、拠点施設マツシゲートで行われますイベントの事業費として、交流拠点管理費で1,430万円、商工費で1,217万円などを計上するものであります。

また、じん荼処理費で第二環境センターのごみ焼却施設1号炉誘引送風機修繕費として1,527万9千円を増額補正するものであります。

次に、議案第36号令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ290万6千円を追加し、補正後の予算の総額を15億9,235万6千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金290万6千円を増額補正し、歳出といたしましては、一般会計繰入金返還金として歳入同額を増額補正するものであります。

議案第37号令和3年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,545万3千円を追加し、補正後の予算の総額を11億3千627万4千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金として1,489万1千円などを増額補正し、歳出の主なものといたしましては、一般会計繰入金返還金1,178万2千円、支払基金交付金返還金247万4千円などを増額補正するものであります。

次に、議案第38号令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ213万7千円を追加し、補正後の予算の総額を1億9,446万3千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金213万7千円を増額補正し、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金34万2千円、諸支出金として、令和2年度事業の精算により一般会計繰入金返還金179万5千円を増額補正するものであります。

次に、議案第39号令和3年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ252万6千円を追加し、補正後の予算の総額を1,511万5千円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金として252万6千円を増額補正し、歳出といたしましては、予備費として歳入同額を増額補正するものであります。

引き続き、認定をお願いする令和2年度決算につきまして説明を申し上げます。

まず、認定第1号令和2年度松茂町一般会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が102億2,911万4,020円で、歳出の総額は99億9,758万4,947円となっており、歳入歳出差し引き2億3,152万9,073円を令和3年度に繰越いたしました。

このうち、繰越明許費として1億6万3,840円を令和3年度に特定財源として繰越、その結果、実質収支は1億3,146万5,233円となっております。

次に、認定第2号令和2年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が15億8,447万8,541円で、歳出の総額は15億3,903万8,267円となっており、歳入歳出差し引き4,544万274円を令和3年度に繰越いたしました。

次に、認定第3号令和2年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が10億9,086万7,624円、歳出の総額が10億2,400万366円となっており、歳入歳出差し引き6,686万7,258円を令和3年度に繰越しました。

次に、認定第4号令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億9,915万8,125円で、歳出の総額が1億9,701万9,279円となっており、歳入歳出差し引き213万8,846円を令和3年度に繰越いたしました。

次に、認定第5号令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1,436万3,451円で、歳出の総額が1,157万5,149円となっており、歳入歳出差し引き278万8,302円を令和3年度に繰越いたしました。

次に認定第6号令和2年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億3,138万4,631円で、歳出の総額が1億2,939万7,510円となっており、歳入歳出差し引き198万7,121円を令和3年度松茂町

下水道特別会計に移管いたしました。

次に、認定第7号令和2年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が4億9,504万5,629円で、歳出の総額が4億7,731万1,692円となっており、歳入歳出差し引き1,773万3,937円を令和3年度松茂町下水道特別会計に移管いたしました。

最後に、認定第8号令和2年度松茂町水道特別会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

決算の概要について、収益的収支における水道事業収益は4億1,855万2,162円に対し、水道事業費用は3億8,502万3,192円で、消費税を考慮した結果、3,352万8,970円の純利益がありました。

次に、資本的収支につきましては、収入額6,923万6,840円に対し、支出額1億5,918万6,472円で、収支不足額8,994万9,632円につきましては、主に過年度損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

以上が決算の概要でございますが、今後も水道事業運営につきましては安全で安定した水の供給を図るため、健全な運営に努めてまいります。

これら8件の歳入歳出決算につきましては、去る7月5日から26日のうち、5日間にわたりまして松茂町監査委員の決算審査を受け、ご承認を賜っておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上が議案10件及び認定8件の提案理由であります。ご審議の上、可決、決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、11時10分まで小休させていただきます。

午前11時01分小休

午前11時11分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き再開いたします。

続きまして、認定第1号から認定第8号までについて、日根代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

日根代表監査委員。

○代表監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、認定第1号

令和2年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第8号令和2年度松茂町水道特別会計決算認定までの審査について報告いたします。議案参考資料の13ページから14ページをご覧ください。

令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和2年度各会計決算を審査した結果、次のとおり意見書をつけて報告いたします。

審査に付された決算、令和2年度松茂町一般会計歳入歳出決算、令和2年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算、令和2年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算、令和2年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算、令和2年度松茂町水道特別会計決算、以上の決算書について審査をいたしました。

審査の期間につきましては、令和3年7月5日から7月26日までの5日間実施しました。

審査の方法につきましては、令和2年度歳入歳出決算書及び関係書類、証拠書類等を議会選出の佐藤道昭監査委員と照査するとともに、審査の過程に応じて担当職員の補足説明を求め、予算の執行状況、会計経理事務の適否等を審査の上、収支係数の正確性について審査を行いました。

審査の結果につきましては、諸規定に準拠し、当年度における決算は適正なものと認めます。

ただし、次の諸点については一層の努力を望みます。

一般会計の状況については、歳入については、前年度より約40億5,900万円、65.8ポイント増、歳出は41億2,900万円、70.3ポイント増となっております。

前年度と比較して増額の要因は、防災関連として防災行政無線デジタル化整備、長原地区津波避難タワー建設及びまちづくりの拠点となる新交流拠点施設整備に取り組んだとともに、国からの地方創生臨時交付金を使い、1人当たり1万円を新型コロナ対策として全町民に特別定額給付を実施したため、歳入・歳出とも過去最大の規模となっております。

各年度において国庫補助事業等により増減はありますが、令和2年度においては歳出の増加が歳入の増加を4.5ポイント上回っております。実質収支額は1億3,146

万5,233円、(前年度1億2,899万4,639円)の対前年度比247万594円増となっております。地方債の額が昨年より増加しており、厳しい財政事情となっております。

今後の事務の執行については、コロナ禍等により景気の動向に注意し、自主財源の確保に努め、限られた財源を効率的に活用し、大きな効果が上げられますよう各事業を展開してください。

町税については約1億円の減収となっております。徴収率は97.2%。前年度98.4%と高い徴収率は維持できていますが、収納未済額は約3千万円増加しております。このうち、約1,855万円が法律に基づき徴収猶予したものであり、これが増加した大きな要因であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、一定の要件を満たす納税者については猶予措置等の処理を的確に行い、また悪質滞納者については厳正・的確な滞納処分を実施し、住民が不公平感を抱くことのないよう、一層の徴収努力をお願いいたします。

財政の弾力性及び硬直性を判断する経常収支比率は79.7%と、前年度より1.9ポイント上がっております。通常75%程度におさまることが妥当であり、80%を超える場合は財政構造は弾力性を欠いているとされています。

本町の場合、望ましい数値となっております。今年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染予防対策など多額の出費が予想されていることから、業務の見直しや事務の合理化について検討を行うなどして、経常支出を抑制し、引き続き財政の健全化に職員一丸となって取り組んでください。

国民健康保険特別会計の保険税の収入未済額については約6,300万円で、前年度より11.1ポイント、金額にして約790万円減少しております。滞納繰越分についても約620万円減少し、良好な結果となっております。

しかしながら、収入未済額のうち80.2%が滞納繰越分が占めている割合で、町税と同様、厳正・的確な滞納処分により、滞納額の圧縮を図るよう期待しております。

介護保険特別会計の保険料収納状況については、97.7%と高水準を維持できています。引き続き徴収率向上に努めてください。今後も財源を確保し、制度の円滑な運営に努めてください。

後期高齢者医療特別会計の保険料の収納状況については99.1%と、介護保険と同様に高水準を維持できています。今後高齢化社会がますます進むことにより、高齢者の健康

維持に努め、医療費の抑制を望みます。

長原渡船運行特別会計の状況は良好な運営ができており、引き続き渡船の安全運行に努めてください。

農業集落排水と公共下水道特別会計については、本年度より公営企業会計となっており、初年度は移行事務に伴い会計処理が大変と思いますが、下水道事業が将来にわたり安定的な運営ができますよう、普及活動に努め、経営意識の向上に取り組んでください。

水道特別会計の状況については、健全な企業経営ができており、水道料金の収納率も良好であることが認められます。

水道は重要なライフラインであることにより、水道施設の更新を計画的に進め、安全な水の安定供給を基本として、サービス向上と健全な水道事業経営に努めてください。

最後に、令和2年度同様、令和3年度におきましても新型コロナウイルスの感染予防を重要課題として安全対策に取り組むとともに、経済の活性化も必要であり、職員と町民がお互いに協働しながらこの難局を乗り切って、安心・安全なまちづくりを期待しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長【佐藤禎宏君】 日根代表監査委員の報告は終わりました。

ただいまの議案10件につきましては、9月7日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思います。

また、認定8件につきましては、9月9日に再開予定の予算決算特別委員会に付託したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、9月4日から9月6日までの3日間は議案調査のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月4日から9月6日までの3日間は休会と決定いたしました。

次回は9月7日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時24分散会